

令和2年4月7日、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が発令されました。

本市を含め、岩手県におきましては、緊急事態措置は発令されていませんが、いつ新型コロナウイルス感染症が確認されてもおかしくない状況にあります。

岩手県知事のメッセージにもありましたが、市民のみなさまにおかれましては、今回、緊急事態措置の趣旨を踏まえ、感染拡大防止の効果が最大限発揮されるよう、発令された地域への不要不急の往来を控えていただくとともに、緊急事態措置が発令された地域におられる、市民の皆様のご関係の方々におかれましては、他地域や本市への不要不急の往来についても、控えていただきますよう、私からもお願いします。

併せて、市民の皆様一人ひとりが危機意識を持ち、手洗い、咳エチケット等の励行や、集団感染を防ぐため、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する場所、③密接な距離での会話や発声」を避けることが必要であり、特にこの「3つの『密』」が重なる場を避けるよう、感染予防対策の徹底をお願いします。

感染症による、市民生活や地域経済への影響が大きくなることが予想されますが、市といたしましては、国の緊急経済対策に加え、市の独自対策についても積極的に取り組むなど、皆様の不安解消に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様には、しばらくの間、ご不便をおかけいたしますが、感染予防のため、適切に対応していただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月8日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明